

秦野市墓地等の経営の許可等に係る審査基準及び標準処理期間を
定める要領

(平成24年4月1日施行)

(趣旨)

- 1 この要領は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）、秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年秦野市条例第8号。以下「条例」という。）及び秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年秦野市規則第12号。以下「規則」という。）に基づく許可等の審査基準及び標準処理期間について、秦野市行政手続に関する条例（平成8年秦野市条例第22号）第4条第1項及び第5条第1項の規定により必要な事項を定める。

(審査基準・経営の主体)

- 2 条例第3条ただし書に規定する収用対象事業（土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に規定する事業をいう。）に伴う既存墓地の移転その他市長がその必要性に相当な理由があると認めるときとは、公共事業等に伴い既存墓地を移転するときをいう。
- 3 条例第3条第1号に規定する地方公共団体とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体とする。
- 4 条例第3条第2号に規定する主たる事務所又は従たる事務所とは、不特定多数の宗教活動を行える規模等を有する現に宗教活動が行われている拠点の建物とする。

(審査基準・事前協議)

- 5 規則第3条第2項第6号に規定するその他市長が必要と認める事項は、墓参等でその墓地等の周辺道路の混雑が予想される日の交通渋滞の防止対策とする。
- 6 規則第3条第3項に規定する墓地等経営計画事前協議書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 規則第3条第3項第1号及び第6号に規定する登記事項証明書は、土地の登記簿謄本及び法人の登記簿謄本又は履歴事項全部証明書とし、墓地等経営計画事前協議書提出日前90日以内に交付されたもの
 - (2) 規則第3条第3項第2号に規定する墓地等の設計図は、原則として実測値で設計が行われたもので次のとおりとする。なお、墓地等が傾斜地の場

合、必要に応じてその土地の断面図を添付すること。

ア 墓地 墳墓を設ける区域、緑地、通路、管理施設、便所、駐車場その他墓地を利用する者のために用いる施設、給水設備、排水設備等の配置及びそれらの面積を記載したもの並びに駐車場及び墳墓を設ける区域にあつてはその区画数を記載したもの並びに建物の平面図、立面図及び配置図

イ 納骨堂及び火葬場 緑地、駐車場等の配置及びそれらの面積を記載したもの並びに駐車場にあつてはその区画数を記載したもの並びに建物の平面図、立面図及び配置図

(3) 規則第3条第3項第3号に規定する墓地等の付近の見取図は、墓地等の境界線から水平投影面における距離で200メートル(火葬場にあつては500メートル)以内の見取図で、墓地等の周囲110メートル(火葬場にあつては300メートル)の境界線を記入し、かつ、土地及び建物の所有者並びに住民の住所、氏名を明示したもの

(4) 規則第3条第3項第4号に規定する墓地等を経営しようとする理由を記載した書類は、その墓地等の面積及び墳墓の区画数等申請規模の必要性を説明したもの

(5) 規則第3条第3項第5号に規定する公図の写しは、墓地等経営計画事前協議書提出日前90日以内に交付され、作成者の住所、氏名、作成年月日が明記され、土地所有者の住所及び氏名並びに土地の地目及び面積が記載されている図面

(6) 規則第3条第3項第7号に規定する宗教法人の規則は、知事又は文部科学大臣の認証印のあるものの写し

(7) 規則第3条第3項第8号に規定する収支見込書は、収入(永代使用料、寄附金、管理料、借入金、振替金、墓石販売手数料等全ての収入)と支出(開発工事費、設計費、返済金(返済利子を含む。)、管理費、借地がある場合は地代等全ての支出)の状況が各年度ごとに対比して記載されているもの

(8) 規則第3条第3項第8号に規定する資金計画書は、その墓地等経営に係る自己資金並びに全ての収入及び支出が記載されているもの

7 規則第3条第2項第13号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第25条第1項に規定する財

産目録又は収支計算書を作成している宗教法人が同法第6条第1項に規定する公益事業として墓地等を経営する場合は、墓地等経営計画事前協議書の提出の日の属する年度から過去3年間のその財産目録及び収支計算書

- (2) 墓地等の経営に当たり他の法令等の規定による許可、届出、協議等（以下「許可等」という。）を要するものにあつては、その法令等の規定による許可書の写し等その許可等が済んでいることを確認できる書類又は申請書の写し等その許可等に係る申請の状況が確認できる書類

（審査基準・経営計画の周知）

- 8 条例第5条に規定する標識の設置時期及び説明会の開催時期は、条例第4条第1項に規定する事前協議の中で、市長が適当と認めた後の時期とする。
- 9 条例第5条第1号に規定する標識を設置したときは、標識を設置した場所が明示された図面並びに標識の設置状況及び記載内容が確認できる写真を、速やかに市長に提出すること。
- 10 条例第5条第1号に規定する標識は、計画地が2以上の道路に接するときは、各道路に面する箇所にそれぞれ設置すること。ただし、これによることができないときは、近隣住民等が見やすい適当な場所に設置すること。
- 11 条例第5条第2号に規定する説明会は、次のとおりとする。
- (1) 条例第3条第2号及び第3号に規定する宗教法人又は公益法人にあつては法人の役員が出席するものとし、説明する事項は、次のとおりとする。
- ア 墓地等の経営予定者
 - イ 墓地等の名称及び所在地
 - ウ 墓地等の施設等の概要
 - エ 墓地等の維持管理の方法
 - オ 工事着手及び完了予定年月日
 - カ 工事の方法及び安全対策の概要
 - キ 墓参等で墓地等の周辺道路の混雑が予想される日の交通渋滞の防止対策
 - ク その他の公益事業の有無及びある場合はその内容
 - ケ 条例第6条に規定する意見の申出の期限及びその方法
 - コ その他市長が必要と認める事項
- (2) 説明会に参加しなかった近隣住民等に対しては、前号に規定する説明事項を別途周知すること。

1 2 条例第5条第2号及び規則第4条第3項に規定する建物又は人家とは、次のとおりとする。

- (1) 日常的に住居、事務所、店舗等として使用している一戸建て、アパート、マンション、雑居ビル等とし、単に物品等の保管を目的とする倉庫等は該当しない。
- (2) 一戸建てにあつてはその敷地をその建物又は人家の範囲に含めるが、アパート、マンション、雑居ビル等にあつてはその敷地は含めない。

1 3 規則第4条第3項に規定する管理責任者とは、学校、病院、福祉施設等にあつてはその施設の長などとする。

1 4 規則第4条第3項に規定する計画敷地の隣地境界線は、条例第10条第3号ただし書に規定する計画敷地外の近隣に設ける駐車場の敷地の境界線は含まないものとする。

(審査基準・手続の省略)

1 5 条例第7条に規定する市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときとは、次の例示のとおりとする。

- (1) 収用対象事業等に伴い既存墓地を移転するとき。
- (2) 既に経営許可を受けている墓地等の経営の主体のみが変わるとき。
- (3) 墓地内に納骨堂を設置するとき。
- (4) 墳墓の区画数を増減するとき。
- (5) 宗教法人法第3条に規定する境内地（以下「境内地」という。）内の、既に経営許可を受けている墓地の拡張又は縮小をするとき。

(審査基準・経営許可の申請)

1 6 条例第8条第1項に規定する経営許可の申請に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 他の法令等の規定による許可等を要する場合にあつては、その許可等が済んでいること、又はその許可等が済む見込みが確実な場合であること。
- (2) 神奈川県土地利用調整条例（平成8年神奈川県条例第10号）の審査の対象となる墓地等にあつては、同条例第3条第1項に規定する協議を行い第5条第1項の審査結果通知書で適当と認められたこと。

1 7 規則第6条第3項に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 規則第6条第3項第1号に規定する議事録の写しは、会議の日時、場所、役員（理事）数、出席した役員（理事）の氏名、申請理由、墓地等の所在

地、規模、資金計画、申請に至った経緯、議事結果が記載されているものであって、署名人の署名又は押印（写しの場合は代表役員又は理事長の原本証明）のあるもの

(2) 規則第6条第3項第2号に規定する書類は、第6項の規定に準じた書類であること。このうち、規則第3条第3項第8号に規定する資金計画書は次の書類を添付すること。

ア 自己資金に係る預金等の残高証明書

イ 寄附金に係る寄附申込書の写し

ウ 融資に係る融資証明書

(3) 規則第6条第3項第3号に規定する承認書で、宗教法人を包括する宗教法人のほかに承認が必要な場合は、その承認書の写し

(4) 規則第6条第3項第5号アに規定する所有権の移転が行われることを証する書類は、経営許可を受けようとする者とその土地所有者との間の、許可申請書提出後おおむね1か月以内にその土地を経営許可を受けようとする者に譲渡する旨を記した契約書の写し

(5) 規則第6条第3項第5号イに規定する抵当権の登記が抹消されることを証する書類は、経営許可を受けようとする者とその土地の抵当権の設定権者との間の、許可申請書提出後おおむね1か月以内に抵当権を抹消する旨を記した契約書の写し

(6) 規則第6条第3項第5号ウに規定する墓地等のために使用する目的の地上権を設定することを証する書類は、経営許可を受けようとする者とその土地所有者との間の、許可申請書提出後おおむね1か月以内に地上権を設定する旨を記した契約書の写し

18 規則第6条第3項ただし書に規定する省略することができる書類は、規則第3条第3項に規定する墓地等経営計画事前協議書に添付した書類のうち、申請時に権利内容の変更等が生じていないもので、市長が認めた書類とする。

19 第17項第4号から第6号までに規定する契約書の写しを墓地等経営許可申請書に添付された場合にあつては、その契約内容を履行した事実を確認できるその土地の登記簿謄本等を確認のうえ墓地等の経営を許可すること。

(審査基準・経営の許可)

20 法第10条第1項に規定する経営の許可に当たり、墓地等の経営について他の法令等の規定による許可、届出等を要する場合にあつては、市長は、その許可、届出等を扱う機関の長に対し、必要に応じその申請等について意

見を求めるものとする。

2 1 条例第 8 条第 2 項に規定する必要な範囲内で条件を付すこととは、次の例示のとおりとする。

(1) その墓地計画に係る工事完了後、地目変更及び地積更正を行い、登記すること。

(2) 墓地は焼骨を埋蔵すること。

(審査基準・設置場所の基準)

2 2 条例第 9 条第 1 号の抵当権の設定等とは、抵当権及び根抵当権の設定又は差押えなど墓地等の使用が制限される可能性のある権利が設定されていることをいう。

(審査基準・墓地の構造・設備基準)

2 3 規則第 8 条第 3 項ただし書に規定する近隣の土地利用の状況等により支障がないと認めるときとは、駐車場を計画敷地内にやむを得ず確保できない場合であって、墓地利用者の便益に多大な支障がなく、かつ、管理が十分に行き届く範囲として、墓地利用者が徒歩の場合でおおむね 5 分以内に利用できる駐車場を確保できるときとする。

2 4 規則第 8 条第 5 項に規定する緑地について、芝墓地等墳墓を設ける区域の芝地及び規則第 10 条第 3 号ただし書に規定する計画敷地外の近隣に設ける駐車場の緑地は、面積の算定の対象としない。

2 5 規則第 8 条第 6 項第 1 号に規定する隣接地等外部と明確にすることとは、原則として、水平距離の高さで、隣接地から墓石等が見通せない高さの障壁又は樹木等で外部と明確に区分されることとする。

2 6 条例第 10 条ただし書に規定する市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときとは、次の例示のとおりとする。

(1) 収用対象事業等に伴い既存墓地を移転するとき。

(2) 既に経営許可を受けている墓地の経営の主体のみが変わるとき。

(3) 境内地内の、既に経営許可を受けている墓地の拡張又は縮小をするとき。

(審査基準・火葬場の構造・設備基準)

2 7 規則第 9 条第 4 項に規定する隣接地等外部と明確にすることとは、第 2 5 項に準じる。

(審査基準・管理者の遵守事項)

2 8 条例第 13 条第 2 号に規定する墓石等とは、墳墓の囲い、樹木等墓地内

のあらゆる構造物をいう。

(審査基準・変更許可等)

29 条例第14条及び第15条に規定する変更等許可の審査に当たっては、経営許可に係る審査基準に準じて審査するものとする。

(審査基準・申請事項変更届出)

30 条例第16条に規定する変更の届出の審査に当たっては、経営許可に係る審査基準に準じて審査するものとする。

(審査基準・都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)

31 規則第13条第2項第1号から第3号までに規定するその他市長が必要と認める書類は、その都市計画事業等の概要を確認できる書類とする。

(審査基準・工事完了の届出等)

32 規則第15条第3項第3号に規定するその他市長が必要と認める書類は、その墓地等の経営者と使用者との間の墓地等の使用に係る契約約款とする。

33 条例第19条第3項に規定する許可に係る墓地等の使用について、墓地等の工事が長期となり、次の措置がとられる場合であって市長が適当と認めるときは、墓地等の経営者は墓地等を一定のまとまりのある範囲ごとに分割して使用を開始して支障ないものとする。

(1) 規則第15条第1項に規定する墓地等工事完了届をその範囲ごとに市長に提出し、条例第19条第2項に規定する工事完了検査済証の交付を受けること。

(2) 許可に係る全ての工事が完了したときは、前号に規定するその範囲ごとに交付された工事完了検査済証を返却し、新たに許可に係る全ての墓地等工事完了届を市長に提出し、その工事完了検査済証の交付を受けること。

(審査基準・書類の提出部数)

34 規則第18条に規定する様式及び添付書類を市長に提出するときの部数は、正本1部、副本1部とする。

(標準処理期間)

35 経営許可及び変更等許可に係る標準処理期間は、申請の日の翌日から起算して14日間とする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前になされた申請その他の手続又は行為でこの要領の施行の際現にその処理がなされていないものについては、神奈川県墓地等の経営の許可等に係る審査基準（平成15年4月1日施行）の例による。